

出雲地域保健医療対策会議設置要綱

(目的)

第1条 出雲圏域における保健医療施策を総合的に推進するため、出雲地域保健医療対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次の各号に掲げる事項について協議、検討する。

- 1 圏域における地域保健医療計画の策定及び進行管理に関すること。
- 2 その他圏域における保健医療に関する諸課題に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、委員20名程度をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 対策会議は、次により運営する。

- 1 会議には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 2 対策会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

(地域保健医療検討会議)

第6条 保健医療に関する個別分野の課題について検討するため出雲地域保健医療検討会議(以下「検討会議」という。)を置くことができる。

- 2 検討会議は、その内容に応じて選任する委員10名程度により構成する。
- 3 検討会議の議長は、保健所長又は保健所長が指名する者が務める。

(庶務)

第7条 対策会議及び検討会議の庶務は、出雲保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、対策会議及び検討会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月26日から施行する。

平成24年7月12日から就任する委員の任期は第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

出雲地域保健医療対策会議委員の構成

分類	所属名
住民代表	出雲市コミュニティセンター長会
住民代表	出雲市高齢者クラブ連合会
住民(難病)	倶楽部 UCD
公衆衛生学	島根大学医学部環境保健医学講座
学校保健	出雲市学校保健会
医師会	出雲医師会
歯科医師会	出雲市歯科医師会
薬剤師会	島根県薬剤師会出雲支部
看護協会	島根県看護協会出雲支部
訪問看護	訪問看護ステーション協会出雲支部
栄養士会	出雲地区栄養士会
歯科保健	島根県歯科衛生士会出雲支部
公立病院	島根県立中央病院
公立病院	出雲市立総合医療センター
精神科病院	島根県立こころの医療センター
精神患者支援	地域生活支援センターふあっと
健康長寿しまね	出雲圏域健康長寿しまね推進会議
商工団体	出雲商工会議所
保険者	島根県保険者協議会
介護保険事業者	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会
食生活改善	出雲市食のボランティア連絡協議会
食品衛生	島根県食品衛生協会出雲支所
消防(救急)	出雲市消防本部
自治体	出雲市